

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

| | | |
|----------|--|-----|
| 許認可等の名称 | 介護保険利用者負担額減額・免除申請 | |
| 根拠条例等・条項 | 介護保険法第50条、第60条 介護保険法施行規則第83条、第97条 堺市介護保険条例第7条、第9条 堺市介護保険施行規則第42条 | |
| 所 管 課 | 各区役所 地域福祉 課 | |
| 審 査 基 準 | <p>要介護（要支援）被保険者は、災害その他の特別の事情があることにより、利用者負担額の減額又は免除を受けようとするときは、「堺市介護保険利用者負担額減額・免除申請書」により、申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請の結果を「堺市介護保険負担限度額認定、利用者負担額減額・免除認定決定通知書」により申請者に通知し、申請を承認したときは、その申請者に「堺市介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を交付する。</p> <p>対象者は、次の各号のいずれかに該当する者である。</p> <p>(1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 10日 |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |